

一般家庭・オフィスビル

清掃



松江城大手前駐車場他

施設

管理・運営



スティックビル

雑貨作成・販売

ハンドメイド



公園・大学キャンパス

除草



一緒に考え、色を変えていく

飲食店・お弁当・子ども食堂

カフェ



コンサート・録音・教室

音楽



株式会社 江友
KOU YOU

ペット(ワンズハート)

葬祭



家族葬(光心)

会社案内

古文書・絵図・空撮・動画

撮影



冊子・広告

デザイン



企画・運営・支援

イベント



～江友の障がい者就労の考え方～

様々な能力や経歴を持つ障がい者を画一的な、まして単純労働にとどめるのはもったいない。

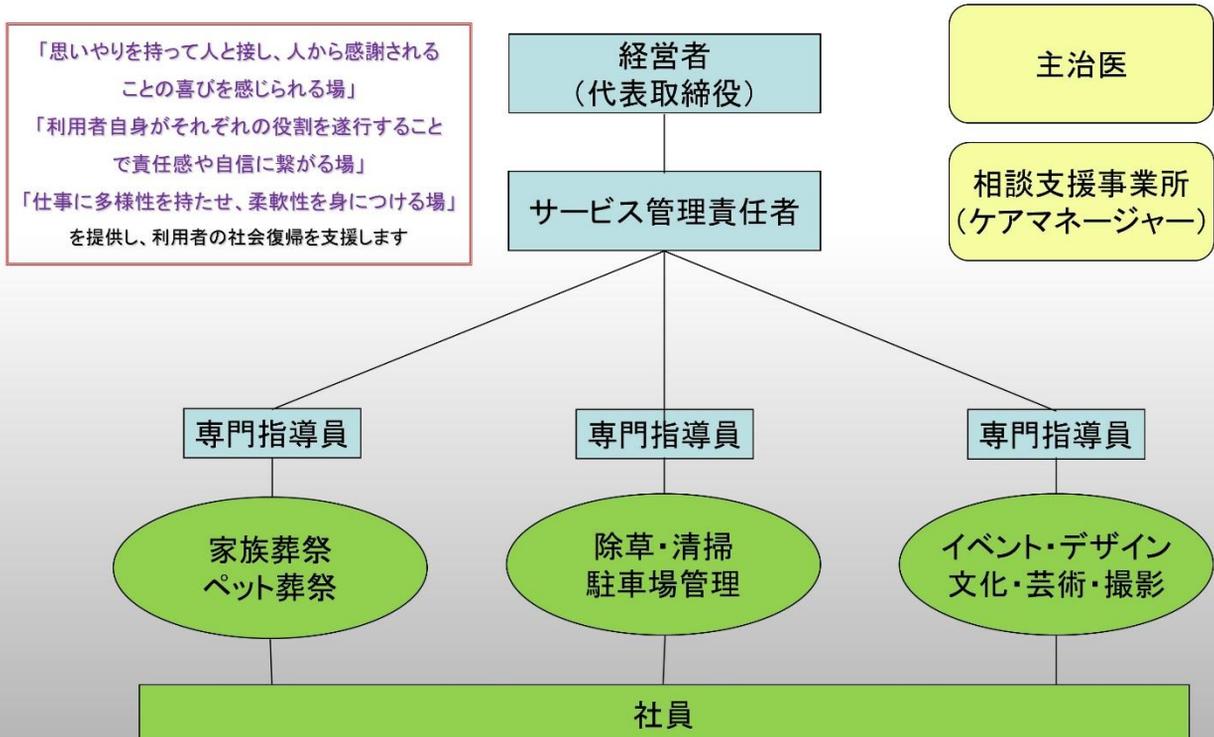
多種多様な仕事の中から自分にとってふさわしい仕事に就き、生活し得る賃金を得ることで、仕事を継続するための自己管理能力や自尊心が高まる。

企業にとっても有用な人材を得ることが出来、WIN-WINの関係が成り立つ。

会社概要

会社名	株式会社 江友
設立年月日	平成22年1月1日
所在地（本社）	松江市玉湯町布志名637-83
（布志名事業所）	同上
（白潟事業所&ハウス）	松江市灘町139-12
代表取締役	伊藤孝一
電話（本社・本部）	0852-59-9277
電話（白潟ハウス）	0852-59-9194
資本金	24,400,000円
決算期	2月末
事業指定	指定障害福祉サービス事業者 就労継続支援A型 定員:布志名20名 就労継続支援A型 定員:白潟 20名 共同生活援助 定員:白潟 6名
事業内容	・障害者就労継続支援A型 定員40名 ・グループホーム（共同生活援助） 定員6名

【組織・相談支援体制】



支援方針

【会社概要】(株)江友は平成 22 年に建設業から障害福祉サービス事業に参入し、就労継続支援 A 型事業を開始した。現在、精神障害 6 割、知的障害 3 割、身体障害 1 割など様々な障害を持つ約 40 名の社員が働いている。(なお、スタッフ 15 名。内訳は、専門技術者：10 名、事務職その他：4 名、福祉専門職：1 名)

【結論】特に精神障害、発達障害を持つ社員の多くは、高学歴で様々な能力や資格、経歴を持ちながらも障害のために仕事を断念してきた。彼らとのかかわりの中で見えてきたことは、自分の特性や能力に合った仕事に就き、生活し得る所得を稼ぐことができれば、自尊心と就労を継続するための自己管理能力が高まり、症状の改善にもつながっていくということである。

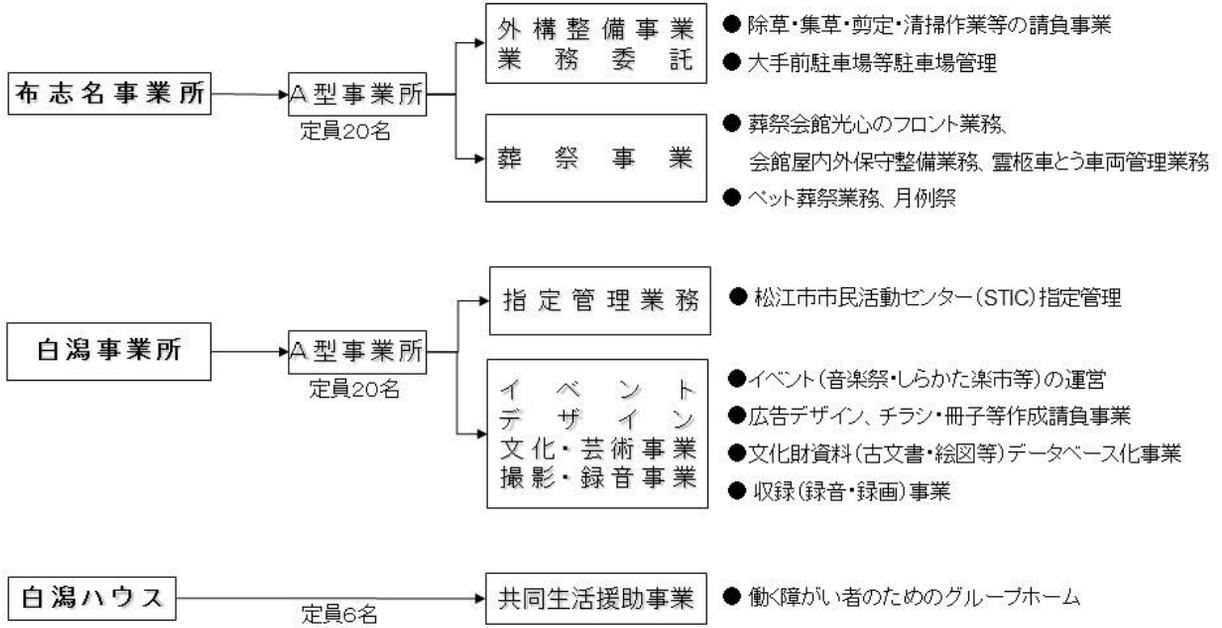
【背景】従来の福祉事業所にありがちな画一的で単純な軽作業では彼らの能力は生かせず、最低賃金以下の収入しか得られない。それ故、福祉事業所での作業で就労準備性を高めてから雇用につなげるという従来の障害者就労支援のやり方では仕事へのモチベーションそのものが低下してしまう人も少なくない。

【着想】当社には画像編集などの高いパソコンスキルを持つもの、歴史学、音楽などの専門教育を受けたもの、建設業や接客業での経験を積んできたものなどが雇用されており、彼らの専門的な技術や経験に着目し、それに合わせて仕事を作り出すことを企業理念として業種を広げてきた。その結果、当社は、葬祭事業、除草・清掃、古文書編集、音楽事業など多様な業種に取り組むことになった。これらの業種は他の福祉事業所だけでなく、一般企業でも参入しにくい独自性の強い業種であることから、収益性も高く、社員の所得を保障することが出来る。

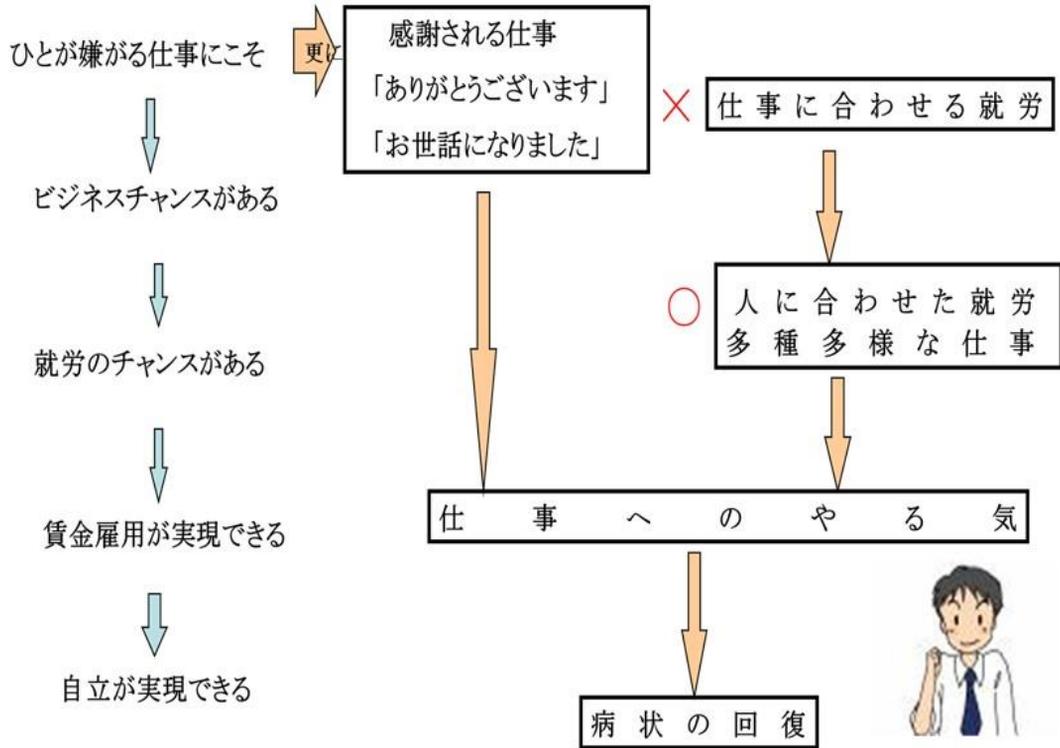
【要因】なお、これらの業務は決して易しい仕事ではなく、専門的で複雑な工程作業や精神的に緊張を強いられる業務、能率や正確性を求められる内容でもある。しかし、多少の負荷があるからこそ仕事の達成感や自己の存在価値を感じることができ、彼らの自尊心が高まることで症状の回復にもつながっている。また、それぞれの分野の専門技術者を指導員として配置することで彼らの技術はさらに高まり、一般就労への道も開ける。

2018 年 第 15 回日本うつ病学会資料より抜粋

組 織 図



障がい者雇用創出のビジネスフロー



㈱江友が目指す働く場(雇用の場)とは

「利用者ではなく“会社社員”としての自覚」

A型雇用条件

※短時間労働(5.5時間/日)形態が基本です

- 週20時間以上の就労が可能な方 ※雇用保険加入
- 自分で会社に通勤可能な方
- 自分の障がいを認めている方



- 雇用保険・労働保険に加入
- 最低賃金減額特例をしない
- 利用料を取らない

私達があなたの困ったを解決します!

まちのお助け隊

- 草刈り 草取り
- 室内清掃 窓掃除
- 水回りやお風呂の掃除
- その他 お困りごと

外構整備

● 果樹園整備・アパートなどの
室内清掃・外構整備業務受注





- フロント業務
- 告別式会場設営業務
- 霊柩車洗車業務
- 館内清掃・外構整備業務
- 斎場での献茶業務
- 斎場でのご案内・接待



障がい者雇用で新ビジネスの創出

「ありがとう」のたった一言で大きな変化
「感謝」がキーワード

社会福祉法人桑友の施設外就労の場として
平成17年1月に「ペット葬祭」をオープン

大切なペットを
亡くした悲しみが
少しでも和らぐよう
ありがとうございます
気持ちを
カタチにして
最後のお別れを
丁寧にお手伝いたします



メモリアルグッズや
かわいいお墓など
取り揃えております。



ペット葬祭
ワズ・ルート
O N E ' S H E A R T



- 松江市市民活動センター(スティック)指定管理
- 松江市交通局立体駐車場業務委託管理
- 松江市交通局大手前駐車場業務委託管理



施設管理



レイクライン一層レトロに

モニター映像と放送刷新

「モニター映像刷新」の取り組みが、乗客の利便性を高めることに貢献している。



昔の写真、語り楽しんで

松江市交通局は、バス路線のデジタル化を進め、乗客の利便性を高めることに貢献している。また、バス車内のモニター映像刷新により、乗客の利便性を高めることに貢献している。



- 松江市バスの電子広告作成
- チラシ、ポスターの作成、印刷
- 冊子の段組
- 製本印刷

デザイン



路線バス内に電子看板

松江市交通局は、バス路線のデジタル化を進め、乗客の利便性を高めることに貢献している。また、バス車内のモニター映像刷新により、乗客の利便性を高めることに貢献している。



撮影・録画事業

- 収録事業 撮影・録音・編集
- CD、DVDプレス版作成
- フォトブック作成



コンサートの録画・録音



スタジオ録音



プロピール写真撮影



イベント企画運営



- 地元音楽活動のイベント運営
- 松江音楽国際交流協会運営
- コンサート企画運営
- しらかた楽市
にぎわいイベント開催
- なかよしマーケット開催



白潟ハウス

～ 働く障がい者のための地域交流型ハウス ～

白潟ハウスの特徴

白潟ハウスは障がい者自立支援法のグループホームにあたります。
仕事をしながら自立に向け歩み出している人たちが、地域の人々と交流しながら成長する新しいコミュニティの場をめざします。そこが他のグループホームとはちょっと違います。
「いきなりの一人暮らしはちょっと不安…、お金もかかるしなあ、でも一人暮らしもしてみたい！」という希望を白潟ハウスでぜひ実現してみませんか。

白潟ハウスの概要

〈建物〉

鉄筋コンクリート3階建て ベランダ付き

- 1階 地域交流スペース + 大浴場、トイレ、キッチン
- 2階 居住スペース (5室) + 共同バス、トイレ、キッチン
- 3階 居住スペース (5室) + 共同バス、トイレ、キッチン



スタッフのサポート体制

管理者 (1名) ・ サービス管理責任者 (1名) ・ 世話人 (複数)

個別支援計画に基づき、相談支援を行います。

夜間は警備会社と連携しています。



今後の障がい者雇用

2021年

- 更なるプロの仕事内容でA型就労
- 多種多様な仕事の創出で就労者拡大



さらに

行政の福祉枠による仕事の創出
(除草作業の委託・指定管理による施設管理など)

- 障がい者雇用 (100名) を目指して

その仕事、障害者就労施設に発注できませんか？

平成25年4月から

障害者優先調達推進法

がスタートします。

この法律（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）は、障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定されました。

目次	
●法律の概要	2
●対象となる障害者就労施設等	3
●障害者就労施設等への発注例	5
●発注先となる就労支援施設の一覧	
障害福祉サービス事業所の共同受注窓口	6
厚生労働大臣が登録している在宅就業支援団体	10



【法律のポイント】

国、独立行政法人及び地方公共団体等は、物品等の調達に当たって、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めるとともに、以下の取組を行うこととされています。

- 国は、障害者就労施設等からの物品等の基本方針を定める。
- 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎年度、国の基本方針に即して、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、実績を公表する。
- 地方公共団体（都道府県、市町村）及び地方独立行政法人は、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、調達の実績を公表する。
- 国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって、法定障害者雇用率を満たしている事業者配慮するなど、障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。また、地方公共団体及び地方独立行政法人は、国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努める。



障害者優先調達推進法の概要

【法律の趣旨】

障害のある人が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要です。このためには、障害者雇用を支援するための仕組みを整えるとともに、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することも必要です。

このような観点から、これまで障害者就労施設等へ仕事の発注に関し、民間企業をはじめ国や地方公共団体等において様々な取組が行われてきました。

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」は、国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう、必要な措置を講じることが定められたものです。

同法は、平成24年6月20日に成立、同月27日に公布され、平成25年4月1日から施行されます。

行政関係者の方には、法律の趣旨をご理解いただき、障害者就労施設への発注拡大をお願いします。

対象となる障害者就労施設等

国や地方公共団体、独立行政法人等は、以下の施設等から優先的に物品・サービスを購入する努力義務が課されます。

障害者総合支援法に基づく事業所・施設等

障害福祉サービス事業所等

- 就労移行支援事業所
- 就労継続支援事業所（A型・B型）
- 生活介護事業所
- 障害者支援施設
（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
- 地域活動支援センター
- 小規模作業所



障害者を多数雇用している企業

企業

- 障害者雇用促進法の特の子会社
- 重度障害者多数雇用事業所（※）
（※）重度障害者多数雇用事業所の要件
①障害者の雇用者数が5人以上
②障害者の割合が従業員の20%以上
③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上



在宅就業障害者等

在宅就業障害者等

- 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
- 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

